

税の申告が始まります

申告はお早め!

市・県民税 申告のお知らせ

平成31年度(2019年度)

市・県民税申告書を、申告が必要と思われる方へ1月下旬に郵送しました。申告が必要となる方は、申告書が届かなかった場合は市民税課へご連絡ください。

市・県民税の申告が必要な方

◆平成31年1月1日現在、市内に住所を有し、確定申告の必要がない方のうち、次の①～⑥のいずれかに該当する方

- ①事業(農業、営業等)を営む
- ②不動産収入(地代・家賃)があった
- ③公的年金等以外の雑所得があった
- ④市・県民税が源泉徴収された

申告に必要なもの

- ①源泉徴収票(給与所得・公的年金等)または事業主からの支払証明書
- ②事業所得者・不動産所得者は収入の分かる帳簿等
- ③国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける方は控除証明書または支払った額の分かる領収書等
- ④医療費控除を受ける方は医療費控除の明細書、医療費控除の特例制度を受ける方はセルフメディケーション税制の明細書および一定の取り組みを行った証明書
- ⑤30年度申告から、原則各明細書の添付が必要となり、領収書の添付・提示は必要ありません。ただし、内容確認のため後日提示を求める場合がありますので、領収書は法定納期限から5年間保管してください
- ⑥印鑑

次のような方は

◆昨年中に所得がなかった方
市・県民税申告書裏面の「前年課税所得がなかった方の記入欄」に必要事項を記入してご郵送ください。

◆事業専従者のいる事業主の方
事業専従者の方には申告書をお送りしません。事業主の方はご自身の申告の際に必ず「事業専従者」の欄に必要事項をご記入ください。また、専従者の給与支払報告書を直接市民税課へ

申告書は郵送でも受け付けます

申告書と一緒にお送りした「申告の手引き」に記載例を掲載していますので、該当欄に記入し、次の書類を添付して返信用封筒でご郵送ください。

- A 年末調整済みの給与所得者は申告書と源泉徴収票
- B A以外の方は申告書と前記の「申告に必要なもの」の①～④に記載されているものおよび⑥のコピー

申告をしないと こんなときに困ります

ご提出ください(郵送でも受け付けます)。
申告をしないと、年金、住宅ローン、保育所入所や公営住宅入居の申請等の際に必要な各種証明書(課税・非課税・納税証明書等)を発行できません。期限内に申告を済ませるようお願いいたします。

国民健康保険・後期高齢者医療制度に係る保険料(料)等の算定のため、所得の申告をお願いします

国民健康保険(料)や高額療養費等の算定を行うため、所得の有無にかかわらず国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されている方およびその世帯主の方(後期高齢者医療制度の高額療養費等の算定においては世帯全員)は、3月15日(金)までに申告を済ませるようお願いいたします。

世帯に一人でも未申告の方がいると、当該年度の保険料(料)の軽減判定や高額療養費の所得区分等の判定ができません。
国民健康保険課▽国民健康保険について…☎963311914
6、▽後期高齢者医療制度について…☎9633119170

意見募集

いずれも、いただいたご意見への個別回答は行いません。結果は市ホームページ等で公表します。

◆都市再生整備計画北部副次核形成地区(第3期)事後評価原案
2月1日(金)～14日(木)(必着)

◆男女共同参画推進委員会
2月15日(金)、午後4時から
2月14日(木)、午後1時30分

◆越谷市廃棄物減量等推進審議会
2月14日(木)、午後1時30分

◆越谷市国民健康保険運営協議会
2月14日(木)、午後3時30分

◆使用料等のあり方に関する基本方針の改定(案)
平成17年に策定した公共施設等に係る「使用料等のあり方に関する基本方針」について、社会経済情勢の変化等に対応するため、基本方針の改定を行います。改定案に対するご意見を募集します。

◆越谷市国民健康保険課
2月14日(木)、午後3時30分

は、行政管理課とご意見箱設置場所で行うほか、市ホームページから印刷できます
〒311-0280 越谷市役所第二庁舎3階 市民税課 ☎963311913、FAX 963311915
@city.koshigaya.lg.jp

傍聴する

◆男女共同参画推進委員会
2月15日(金)、午後4時から
2月14日(木)、午後1時30分

◆越谷市廃棄物減量等推進審議会
2月14日(木)、午後1時30分

◆越谷市国民健康保険運営協議会
2月14日(木)、午後3時30分

◆使用料等のあり方に関する基本方針の改定(案)
平成17年に策定した公共施設等に係る「使用料等のあり方に関する基本方針」について、社会経済情勢の変化等に対応するため、基本方針の改定を行います。改定案に対するご意見を募集します。

◆越谷市国民健康保険課
2月14日(木)、午後3時30分

市・県民税の申告受け付け

市役所での受け付け

〈期間〉 2月18日(月)～3月15日(金)、午前9時～午後4時(土曜・日曜日を除く)
〈場所〉 市役所第二庁舎5階会議室A～C
*期間中は駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください

出張受け付け

〈期間・場所〉 下表のとおり。時間はいずれも午前9時～午後3時30分
*施設の安全管理上、午前8時30分より前の来場はご遠慮ください

日程	特設会場
2月1日(金)	南越谷地区センター・大相模地区センター
2月4日(月)	桜井地区センター
2月5日(火)	川柳地区センター・大沢地区センター
2月6日(水)	荻島地区センター
2月7日(木)	北部市民会館
2月8日(金)	
2月12日(火)	蒲生地区センター
2月13日(水)	増林地区センター・出羽地区センター
2月14日(木)	北越谷地区センター

*上記の会場は、市・県民税の申告受付会場です。確定申告書の作成を希望する方は、3面の「越谷税務署から確定申告のお知らせ」をご覧ください

問市民税課 ☎963-9144

インターネットで市・県民税申告書を作成できます

インターネットの専用のシステム(https://zeisim.e-civion.net/tax-project/tax/koshigaya_top.html)から、申告書を作成することができます。作成した申告書を印刷し、必要書類を添えて郵送などでご提出ください。

〈市ホームページからのアクセス方法〉

「くらし・市政」→「くらし・手続き」→「税金」→「市民税・県民税」→「個人住民税の試算と申告書の作成」のページ